

第 27 回参議院議員通常選挙のお知らせ

■選挙期日（投票日時）

令和 7 年 7 月 20 日（日）
午前 7 時から
午後 6 時まで

■投票場所

投票区名	行政区	投票場所
第 1 投票区	長野原・与喜屋	長野原町役場
第 2 投票区	川原畑・川原湯・横壁・林	旧長野原町立第一小学校
第 3 投票区	大津・羽根尾	大津地区多目的集会施設
第 4 投票区	応桑	応桑地区多目的集会施設
第 5 投票区	北軽井沢	北軽井沢住民センター

■投票できる方

- 下記（１）から（４）までを全て満たしている方が投票できます。
- （１）日本国民である
 - （２）公民権停止等がない
 - （３）令和 7 年 4 月 2 日までに長野原町へ転入届を済ませた方（生まれたときから引き続き長野原町に住んでいる方は、問題ありません）
 - （４）平成 1 9 年 7 月 2 1 日までに生まれた方（満 1 8 歳以上）

- 登録の移し替えをしない期間
令和 7 年 7 月 3 日（木）～ 7 月 2 0 日（日）
- 名簿登録基準日及び登録日
令和 7 年 7 月 2 日（水）
- 公示日
令和 7 年 7 月 3 日（木）
- 選挙人名簿閲覧休止期間
令和 7 年 7 月 3 日（木）～ 7 月 2 5 日（金）

■期日前投票について

投票日当日に都合の悪い方は、下記のとおり期日前投票及び不在者投票ができます。
「応桑地区多目的集会施設」でも期日前投票ができます。

会場	投票できる日	投票できる時間
長野原町役場	7 月 4 日（金）から 7 月 19 日（土）まで	午前 8 時 30 分から 午後 8 時 00 分まで
応桑地区 多目的集会施設	7 月 17 日（木）から 7 月 19 日（土）まで	午後 1 時 00 分から 午後 7 時 00 分まで

期日前投票宣誓書記入例 （裏面の 赤枠内 をご記入ください）

到着番号

第 27 回参議院議員通常選挙投票所入場券

選挙人名簿番号	選挙人氏名	性別
0 頁 0 番	ナガノハラ タロウ 長野原 太郎 様	男
名簿対照		投票用紙交付

377-1392
長野原町大字長野原 1340 番地 1

(世帯主) 長野原 太郎 様

投票区	投票の場所
1	長野原町役場
投票の日時 令和 7 年 7 月 20 日（日） 午前 7 時から 午後 6 時まで	

長野原町選挙管理委員会
委員長 萩原 昇

1. この入場券は、必ず本人が投票所へ持参してください。
2. 入場券を無くした時は、当日係員に申し出てください。
3. 住所・氏名等に誤りがありましたら、選挙管理委員会に申し出てください。
※裏面もご覧ください

【お知らせ】
◎ 投票日の当日、仕事等のため投票できない人は期日前投票をすることができます。この入場券を持参のうえ下記の場所へお出かけください。

期日前投票所の場所	7 月 4 日（金）から 7 月 19 日（土） ◆長野原町役場 毎日午前 8 時 30 分から午後 8 時まで
期日前投票所のできる期間及び時間	7 月 17 日（木）から 7 月 19 日（土） ◆応桑地区多目的集会施設 毎日午後 1 時から午後 7 時まで

【期日前投票をされる人は、こちらを記入してお持ちください。】

期日前投票宣誓書

私は、令和 7 年 7 月 20 日執行の第 27 回参議院議員通常選挙の当日、下記のいずれかの期日前投票又は不在者投票の事由に該当する見込みです。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本町以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は真実であることを誓います。

令和 7 年 7 月 ** 日（投票する日）

氏名（自署）	長野原 太郎	生年月日	明・大・昭平 29 年 10 月 ** 日
現住所	長野原町大字長野原 1340 番地 1		
選挙人名簿に記載されている住所	長野原町大字 ※現住所と異なる場合のみ記入してください。		

（表面）（裏面）

- ※ 期日前投票は、町内お住まいの投票区に関係なく、どちらか一方の会場で投票することができます。
- ※ 期日前投票をしようとする方は、入場券の裏面にある「期日前投票宣誓書」を記入の上、お越してください。
- ※ 期日前投票期間や投票日当日にも投票に来られない方は、不在者投票をすることができます。詳しくは、長野原町選挙管理委員会までお問合せください。

長野原町選挙管理委員会 TEL：0 2 7 9 - 8 2 - 2 2 4 4